

令和 6 年度海外主要国における消費者保護に
関する生成 A I 関連の規制等の調査業務
報告書

(消費者保護に関する生成 AI 関連の規制に関する調査)

令和 7 年 3 月

株式会社 BiT & Company

目次

第1章 フランス	8
1. 政府生成 AI 関連規制に係る当局の位置づけ及びその概要	8
(1). 生成 AI 規制に係る当局の概要	8
(2). 当局の位置づけ	8
(3). 関連省庁・機関の概要	9
2. 消費者保護に関する生成 AI に関連する法規及びその所管状況や基本計画等	11
(1). 関連法令	11
(2). 基本計画の概要	13
3. 消費者保護に関する生成 AI 関連規制を行う当局が政策立案の基礎としている事実・社会状況 等と、それらを把握するための仕組み	15
(1). 政策立案の基礎とする事実・社会状況	15
(2). 事実・社会状況を把握するための仕組み	16
4. 消費者保護に関する生成 AI の最近の動き	18
(1). 生成 AI の不正利用による消費者被害の事例	18
(2). 消費者保護に対して生成 AI を用いた事例	18
(3). その他の消費者保護に関する生成 AI についての特記事項	18
第2章 ドイツ	19
1. 政府生成 AI 関連規制に係る当局の位置づけ及びその概要	19
(1). 生成 AI 規制に係る当局の概要	19
(2). 当局の位置づけ	19
(3). 関連省庁・機関の概要	20
2. 消費者保護に関する生成 AI に関連する法規及びその所管状況や基本計画等	22
(1). 関連法令	22
(2). 基本計画の概要	23
3. 消費者保護に関する生成 AI 関連規制を行う当局が政策立案の基礎としている事実・社会状況 等と、それらを把握するための仕組み	25
(1). 政策立案の基礎とする事実・社会状況	25
(2). 事実・社会状況を把握するための仕組み	25
4. 消費者保護に関する生成 AI の最近の動き	27
(1). 民間企業における生成 AI 活用の取組	27
(2). 政府機関における生成 AI 活用の取組	28
第3章 アイルランド	29
1. 政府生成 AI 関連規制に係る当局の位置づけ及びその概要	29
(1). 生成 AI 規制に係る当局の概要	29

(2). 当局の位置づけ	29
(3). 関連省庁・機関の概要	29
2. 消費者保護に関する生成 A I に関連する法規及びその所管状況や基本計画等	32
(1). 関連法令	32
(2). 基本計画の概要	32
3. 消費者保護に関する生成 A I 関連規制を行う当局が政策立案の基礎としている事実・社会状況 等と、それらを把握するための仕組み	35
(1). 政策立案の基礎とする事実・社会状況	35
(2). 事実・社会状況を把握するための仕組み	35
4. 消費者保護に関する生成 A I の最近の動き	37
(1). 民間企業における生成 A I 活用の取組	37
(2). 政府機関における生成 A I 活用の取組	37
第 4 章 スウェーデン	40
1. 政府生成 A I 関連規制に係る当局の位置づけ及びその概要	40
(1). 生成 A I 規制に係る当局の概要	40
(2). 当局の位置づけ	40
(3). 関連省庁・機関の概要	41
2. 消費者保護に関する生成 A I に関連する法規及びその所管状況や基本計画等	44
(1). 関連法令	44
(2). 基本計画の概要	45
3. 消費者保護に関する生成 A I 関連規制を行う当局が政策立案の基礎としている事実・社会状況 等と、それらを把握するための仕組み	48
(1). 政策立案の基礎とする事実・社会状況	48
(2). 事実・社会状況を把握するための仕組み	48
4. 消費者保護に関する生成 A I の最近の動き	50
(1). 生成 A I の不正利用による消費者被害の事例	50
(2). 民間企業における生成 A I 活用の取組	50
(3). 政府機関における生成 A I 活用の取組	50
第 5 章 英国	52
1. 政府生成 A I 関連規制に係る当局の位置づけ及びその概要	52
(1). 生成 A I 規制に係る当局の概要	52
(2). 当局の位置づけ	52
(3). 関連省庁・機関の概要	53
2. 消費者保護に関する生成 A I に関連する法規及びその所管状況や基本計画等	55
(1). 関連法令	55
(2). 基本計画の概要	56

3. 消費者保護に関する生成 AI 関連規制を行う当局が政策立案の基礎としている事実・社会状況 等と、それらを把握するための仕組み.....	58
(1). 政策立案の基礎とする事実・社会状況	58
(2). 事実・社会状況を把握するための仕組み	58
4. 消費者保護に関する生成 AI の最近の動き	61
(1). 生成 AI の不正利用による消費者被害の事例	61
(2). 民間企業における生成 AI 活用の取組	61
(3). 政府機関における生成 AI 活用の取組	61
第 6 章 米国	63
1. 政府生成 AI 関連規制に係る当局の位置づけ及びその概要	63
(1). 生成 AI 規制に係る当局の概要	63
(2). 当局の位置づけ	63
(3). 関連省庁・機関の概要	64
2. 消費者保護に関する生成 AI に関連する法規及びその所管状況や基本計画等	66
(1). 関連法令	66
(2). 基本計画の概要	67
3. 消費者保護に関する生成 AI 関連規制を行う当局が政策立案の基礎としている事実・社会状況 等と、それらを把握するための仕組み.....	69
(1). 政策立案の基礎とする事実・社会状況	69
(2). 事実・社会状況を把握するための仕組み	70
4. 消費者保護に関する生成 AI の最近の動き	71
(1). 民間企業における生成 AI 活用の取組	71
(2). 公共機関における生成 AI 活用の取組	72
第 7 章 オーストラリア	74
1. 政府生成 AI 関連規制に係る当局の位置づけ及びその概要	74
(1). 生成 AI 規制に係る当局の概要	74
(2). 当局の位置づけ	74
(3). 関連省庁・機関の概要	75
2. 消費者保護に関する生成 AI に関連する法規及びその所管状況や基本計画等	77
(1). 関連法令	77
(2). 基本計画の概要	78
3. 消費者保護に関する生成 AI 関連規制を行う当局が政策立案の基礎としている事実・社会状況 等と、それらを把握するための仕組み.....	80
(1). 政策立案の基礎とする事実・社会状況	80
(2). 事実・社会状況を把握するための仕組み	80
4. 消費者保護に関する生成 AI の最近の動き	83
(1). 生成 AI の不正利用による消費者被害の事例	83

(2). 民間企業における生成 AI 活用の取組.....	83
(3). 政府機関における生成 AI 活用の取組.....	83
第 8 章 中国	85
1. 政府生成 AI 関連規制に係る当局の位置づけ及びその概要	85
(1). 生成 AI 規制に係る当局の概要.....	85
(2). 当局の位置づけ	86
(3). 関連省庁・機関の概要.....	86
2. 消費者保護に関する生成 AI に関連する法規及びその所管状況や基本計画等	88
(1). 関連法令.....	88
(2). 基本計画の概要.....	89
3. 消費者保護に関する生成 AI 関連規制を行う当局が政策立案の基礎としている事実・社会状況 等と、それらを把握するための仕組み.....	91
(1). 政策立案の基礎とする事実・社会状況	91
(2). 事実・社会状況を把握するための仕組み	92
4. 消費者保護に関する生成 AI の最近の動き	94
(1). 民間企業における生成 AI 活用の取組.....	94
(2). 政府機関における生成 AI 活用の取組.....	94
第 9 章 韓国	96
1. 政府生成 AI 関連規制に係る当局の位置づけ及びその概要	96
(1). 生成 AI 規制に係る当局の概要.....	96
(2). 当局の位置づけ	97
(3). 関連省庁・機関の概要.....	97
2. 消費者保護に関する生成 AI に関連する法規及びその所管状況や基本計画等	99
(1). 専管の関連法令.....	99
(2). 基本計画の概要.....	100
3. 消費者保護に関する生成 AI 関連規制を行う当局が政策立案の基礎としている事実・社会状況 等と、それらを把握するための仕組み.....	101
(1). 政策立案の基礎とする事実・社会状況	101
(2). 事実・社会状況を把握するための仕組み	101
4. 消費者保護に関する生成 AI の最近の動き	104
(1). 民間企業における生成 AI 活用の取組.....	104
(2). 政府機関における生成 AI 活用の取組.....	104
第 10 章 シンガポール	106
1. 政府生成 AI 関連規制に係る当局の位置づけ及びその概要	106
(1). 生成 AI 規制に係る当局の概要.....	106
(2). 当局の位置づけ	107
(3). 関連省庁・機関の概要.....	107

2. 消費者保護に関する生成 A I に関連する法規及びその所管状況や基本計画等	110
(1). 関連法令	110
(2). 基本計画の概要	111
3. 消費者保護に関する生成 A I 関連規制を行う当局が政策立案の基礎としている事実・社会状況 等と、それらを把握するための仕組み	113
(1). 政策立案の基礎とする事実・社会状況	113
(2). 事実・社会状況を把握するための仕組み	113
4. 消費者保護に関する生成 A I の最近の動き	116
(1). 民間企業における生成 A I 活用の取組	116
(2). 政府機関における生成 A I 活用の取組	116
第 1 1 章 インド	118
1. 政府生成 A I 関連規制に係る当局の位置づけ及びその概要	118
(1). 生成 A I 規制に係る当局の概要	118
(2). 当局の位置づけ	118
(3). 関連省庁・機関の概要	119
2. 消費者保護に関する生成 A I に関連する法規及びその所管状況や基本計画等	121
(1). 関連法令	121
(2). 基本計画の概要	123
3. 消費者保護に関する生成 A I 関連規制を行う当局が政策立案の基礎としている事実・社会状況 等と、それらを把握するための仕組み	125
(1). 政策立案の基礎とする事実・社会状況	125
(2). 事実・社会状況を把握するための仕組み	125
4. 消費者保護に関する生成 A I の最近の動き	127
(1). 民間企業における生成 A I 活用の取組	127
(2). 政府機関における生成 A I 活用の取組	128
第 1 2 章 ブラジル	130
1. 政府生成 A I 関連規制に係る当局の位置づけ及びその概要	130
(1). 生成 A I 規制に係る当局の概要	130
(2). 当局の位置づけ	131
(3). 関連省庁・機関の概要	132
2. 消費者保護に関する生成 A I に関連する法規及びその所管状況や基本計画等	133
(1). 関連法令	133
(2). 基本計画の概要	134
3. 消費者保護に関する生成 A I 関連規制を行う当局が政策立案の基礎としている事実・社会状況 等と、それらを把握するための仕組み	136
(1). 政策立案の基礎とする事実・社会状況	136
(2). 事実・社会状況を把握するための仕組み	137

4. 消費者保護に関する生成 AI の最近の動き	138
(1). 民間企業における生成 AI 活用の取組.....	138
(2). 政府機関における生成 AI 活用の取組.....	140
第 13 章 EU	141
1. 政府生成 AI 関連規制に係る当局の位置づけ及びその概要	141
(1). 生成 AI 規制に係る当局の概要.....	141
(2). 当局の位置づけ	142
(3). 関連省庁・機関の概要.....	142
2. 消費者保護に関する生成 AI に関連する法規及びその所管状況や基本計画等	145
(1). 関連法令.....	145
(2). 基本計画の概要.....	147
3. 消費者保護に関する生成 AI 関連規制を行う当局が政策立案の基礎としている事実・社会状況 等と、それらを把握するための仕組み.....	149
(1). 政策立案の基礎とする事実・社会状況	149
(2). 事実・社会状況を把握するための仕組み	150
4. 消費者保護に関する生成 AI の最近の動き	152
(1). 民間企業における生成 AI 活用の取組.....	152
(2). 政府機関における生成 AI 活用の取組.....	152

注：本稿に記載の日本語名称は正式な和訳でないものも含まれる。